

別表(第4条関係)

補助対象経費	<p>1 機械装置等費</p> <p>補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入に要する経費</p> <p>※下記経費を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用性があり目的外使用になり得るもの(例：パソコン、プリンタ、自動車等車両、電話機等)
	<p>2 広報費</p> <p>ホームページ、パンフレット、チラシ等の作成、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費(ホームページ、パンフレット等の作成費、新聞折込料、新聞・雑誌等への広告掲載料、パンフレット等印刷費、販売促進に係る物品費、ダイレクトメールの郵送料等)</p> <p>※下記経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入を目的とする費用 ・本補助事業と関係の無い活動に係る広報費
	<p>3 開発費</p> <p>新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工のために支払われる経費</p> <p>※下記経費を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産の購入 ・消耗品(短期間又は一度の使用によって消費されるもの、毀損しやすいもの、長期間の保存に耐えられないもの等) ・汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できない物(例：パソコン、カメラ等、他の目的に使用できるもの。) ・ソフトウェアの購入費、ライセンス費用
	<p>4 マーケティング調査費</p> <p>市場調査費、市場調査に要する郵送料等の実費</p> <p>調査に必要な派遣・役員費等の契約にかかる外部人材の費用</p> <p>※下記経費を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入が目的である費用 ・調査の実施に伴う記念品代、謝礼等
	<p>5 外注費</p>

	店舗の内装・外装工事にかかる経費、店舗敷地内のバリアフリー化等の整備にかかる経費 ※下記経費を除く 補助対象事業の実施や経営向上計画による経営改善等に結び付かない、単なる修繕
6	その他、特に町長が必要と求めた経費